

“スルー・ケア”と コミュニティの役割

——カナダの犯罪者社会統合論を参考にして

春 日 勉

はじめに

1 カナダにおける犯罪者の社会統合論

- (1) 社会統合と包括的処遇の重要性
- (2) 釈放される犯罪者の課題とリスク

2 リ・エントリープログラム

- (1) 刑務所プログラム
- (2) 監視プログラム
- (3) 支援プログラム
- ① 雇用・就労市場への社会復帰支援及び宿泊・財政支援
- ② 精神病患者の処遇
- ③ 薬物中毒者の処遇
- ④ 性犯罪者の処遇

3 包括的犯罪予防プログラムとコミュニティの役割

- (1) 監督と支援のバランスング・エージェントの多様性
- (2) コミュニティーの関与と犯罪削減対策
- (3) 犯罪者の社会統合の促進と犯罪予防

4 コミュニティー・コレクション・センター

- (1) 概要
- (2) 効果的な社会統合への壁
- (3) 困難を抱える者たちへの対応
- (4) 一貫性の欠如

(5) コミュニティーの関わり
おわりに

はじめに

日本の刑務所における施設内処遇が抱える問題を整理すれば以下のよう
に大別することができる。第一は、精神疾患を患う処遇困難者たちの
問題である。受刑者の多くが何らかの精神疾患を患っているにもかかわらず、
適切な治療を受けられる体制にない。第二は、身体的な障害を有
する者や高齢者に対する介護の問題である。本来社会的な福祉のなかで
ケアされるべき人々が、刑務所の中に多数存在し、かつ刑務所がその受
け皿になっている。医療や福祉といった専門的なサービスが十分に受け
られない日本の刑務所の現状では、こうした者たちの世話の多くを刑務
官が担わなければならない。第三に、覚せい剤や大麻といった薬物乱用
者、窃盗の常習者、性犯罪者などの再犯率が極めて高いという問題であ
る。いずれの犯罪も常習性が高いものばかりで、心理学的アプローチ、
医学的アプローチ、社会環境の調整など社会復帰に向けた有効な支援が
十分にできているとはいえない。このような状況下、受刑者たちは、あ
らゆる自由を奪われ、自ら考え、自らの行動を“自律的に”改められる
機会がほとんど与えられていない。日本の刑務所では、秩序維持重視の
懲罰的な処遇が未だに行われ、受刑者の自律的な更生は難しい現状にあ
るといえる。

他方で、元受刑者、犯罪者の社会復帰のために、刑務所をはじめとす
る矯正施設における処遇だけでなく、社会内処遇が注目されている。犯
罪者を更生させるために、社会とのパイプをどのようにつけていくの
かという問題である。その中心となるのが保護観察だが、年々、日本の
刑務所では仮釈放率が低下し、仮釈放までの期間も長くなる傾向にある。
また、保護観察対象者による重大事件が発生したことで、政府は、保護
観察の在り方の見直しを提言し、保護観察の強化、管理監督の徹底を謳

う。日本の社会内処遇は、元犯罪者を一人の人間としてその主体性を認めながら、社会統合させようとする処遇ではなく、「保護」と「観察」の強化による再犯の予防という“社会防衛”的な発想が強いといえる。犯罪者の社会内処遇は、社会の“公共安全”，すなわち，“治安”を維持していくための一つ的手段とみなされ、犯罪者の更生保護と“安全”“安心”な社会の実現は表裏一体なものと考えられている。そして、その“公共安全”を脅かす犯罪者は、社会から排除の対象になるのである⁽¹⁾。このような日本の状況下、施設内処遇や社会内処遇の在り方を見直し、犯罪者をどのように社会統合していくべきかというのが現在の私の関心の一つとなっている。社会の中で一人の人間が社会性や人間性を回復していくために求められるものは何かという点である。

そこで本稿では、日本の施設内処遇及び社会内処遇の在り方を再検討する手掛かりとして、犯罪者の社会統合論と、効果的な犯罪予防プログラムについて、議論の深化があるカナダの取組みを紹介し検討することでその一助とした⁽²⁾。

1 カナダにおける犯罪者の社会統合論

(1) 社会統合と包括的処遇の重要性

カナダにおける犯罪者の社会統合論は、その前提として再犯（特に常

(1) 内田博文2017『治安維持法と共謀罪』（岩波新書）p 225-242，同「市民が刑事法を学ぶ意義」『〈市民〉と刑事法』2016第4版（日本評論社）内田博文・佐々木光明編 p 1-13. 平井佐和子「刑務所の内と外」同上『〈市民〉と刑事法』p 195-205.

(2) カナダ政府による“犯罪者の社会統合と再犯予防”に関する調査報告書は以下の論文にまとめられている。Curt T. Griffiths, PhD. Yvon Dandurand, Danielle Murdoch (The International Centre for Criminal Law Reform and Criminal Justice Policy (ICCLR)) 2007 modified 2018 “The Social Reintegration of Offenders and Crime Prevention” pp 1-61. (Pdf Version) 本稿では主に、当該論文を紹介、参考にしながら、カナダにおける犯罪者の社会統合について検討するものである。

習犯 (recidivism)) 予防を実現するために、いかに犯罪者の社会統合 (再統合) (social reintegration of offenders) の問題を、これにリンクさせて評価するかに主眼が置かれてきた。再犯の予防に力点を置いたこの考え方は、刑務所などの矯正施設で施設内処遇を経験し、出所した犯罪者が、社会に再統合されないまま、再犯に陥るそのメカニズムに注目する。限られた期間、刑務所等に拘留された犯罪者に、将来の犯罪予防に結びつく効果的な改善指導 (treatment) やそのための処遇 (intervention) を十分に提供することは難しい。また、社会復帰したばかりの犯罪者には、物質的、精神的、社会的支援が不可欠とされ、その支援がなければ、釈放と再逮捕の悪循環から脱け出すことはできない⁽³⁾。社会の安全は、犯罪者を社会に再統合し、将来の犯罪を予防する効果的な処遇を関係機関が連携して提供することで保障される。コストという面からも、犯罪者を監視、コントロールの対象とする再犯予防プログラムには問題が多く、その効果的な犯罪予防策は、社会統合というプロセスの中で実現される⁽⁴⁾。今日、こうしたアプローチが、犯罪者の社会統合を促進し、再犯率を減少させているというコンセンサスはまだない⁽⁵⁾。しかし、薬物改善指導、職業訓練、カウンセリング、社会内の監視・コントロールの影響といった、多様なプログラムに対する個別の評価がなされている。人が犯罪に陥る要因に着目し、施設内、社会内を通じて、犯罪者の身体的、社会的ニーズに対応していくことができれば、効果的な社会統合を

(3) Ministry of Ontario Community Safety and Correctional Services 2018 “Rate of recidivism on Ontario”. Public Safety Canada 2003 (2015 modified) “The recidivism of Federal Offenders”. <https://www.publicsafety.gc.ca/cnt/rsrscs/pblctns/rcvdfdfndr/index-en.aspx>

(4) James Bonta, Jennifer Rooney, Suzanne Wallace-Capretta (Solicitor General Canada) 1999 “Electronic Monitoring in Canada” p 7.

(5) Office of the Correctional Investigator Canada 2014 “Overcoming Barriers to Reintegration: An Investigation of Federal Community Correctional Centers” p 23. (Pdf Version)

“スルー・ケア”とコミュニティの役割

成し遂げられる可能性が高い。⁽⁶⁾

一般に、犯罪者の社会統合とは、刑務所などに収監された後、社会復帰を果たそうとする犯罪者を支援する仕組みと理解されている。⁽⁷⁾しかし、より広い定義では、犯罪者を逮捕後に刑事司法プロセスから、更生プロセスまたは適切な改善指導を含む代替措置へと移行させる多数の処遇を意味する。実際には、刑務所などの矯正施設から釈放された犯罪者が、成功裡に社会に統合されるよう支援するために、医療保険機関、NGOをはじめとする社会的組織、教育機関、犯罪者の家族などとのパートナーシップに基づいて、司法システムの多様なコンポーネントによって行われている。この段階になると、疎外化と有害化の影響のある施設内処遇よりも、犯罪者の社会統合を促進するために、“コミュニティ・ベース”の処遇が重視されるようになる。刑務所における更生プログラムも釈放後の“アフター・ケア”が前提となっている。近年、“コミュニティ・ベース”の処遇は、“アフター・ケア”、“過渡的ケア”、“リ・エントリー”、“リ・エントリー・サポート”、“再統合”、“再定住”などと呼ばれている。⁽⁸⁾犯罪者が社会復帰後に受けることになる処遇のいくつかは、その後の社会統合を前提にして、刑務所に拘留されている段階から開始されることになる。カナダでは、犯罪者の社会統合とは、“リ・エントリー”あるいは、“再定住”をさす。それは、刑務所などの矯正施設を出所した犯罪者が、社会の中で法を遵守し生活することをサポートするための処遇であり、プログラムであり、サービスである。しかし、施設内処遇ではなく社会復帰を優先された多くの犯罪者たちが、実際には、

(6) Curt T. Griffiths, PhD. Yvon Dandurand, Danielle Murdoch., op. cit., p 2.

(7) United Nations Office on Drugs and Crime 2012 “Introductory Handbook on the Prevention of Recidivism and the Social Reintegration of Offenders” p 5.

(8) Grant Duwe 2011 “Evaluating the Minnesota Comprehensive Offender Reentry Plan (MCORP): Results from a Randomized Experiment” Justice Quarterly Volume 29, Issue 3., pp 347-383.

孤立しコミュニティから疎外され、社会に適用できてないという現実がある。こうしたことから、刑務所の内と外で、犯罪者に対して、一貫した支援を提供するために、包括的な処遇の重要性が強調されるようになってきた。社会統合の準備は、犯罪者が釈放される前から包括的に行わなければならないという考え方である。釈放後の処遇は、刑務所から社会への移行をサポートし、施設内処遇で得られた利点を強化し、社会統合が完了するまで継続されなければならない。⁽⁹⁾ この考え方は、しばしばシステム全体を通じた処遇として、“スルー・ケア方式”あるいは包括的な犯罪予防⁽¹⁰⁾と言われる。そのような観点からみれば、すべての処遇は、その方法のいかにかわらず、個々の犯罪者の特徴的な問題や課題に仕向けられた社会統合プロセスの一環としてなされなければならないということになる。そして、現在では、刑務所を出所後、課題に直面する犯罪者を効果的に社会統合させるために、社会や個人の既存の財産（犯罪者の更生や改善に役立つあらゆるツール）を利用する“強みに基づく”アプローチ（“strengths-based” approach）が注目されるようになった。⁽¹¹⁾⁽¹²⁾

(9) United Nations Office on Drugs and Crime., op. cit., p7. Murphy Healey K. (Research in Action 1999 National Institute of Justice, US Department of Justice, Washington DC) 1999 “Case management in the criminal justice system”, は、社会統合の具体的な例として、マルチエージェンシー・スルーケア・サービス (multi-agency throughcare services) におけるケースマネジメントについて論じる。ここでは、クライアント（受刑者）とコミュニティ・サービスの接続役として、ソーシャルワーカーの役割を強調する。

(10) Anne Fox, Lorraine Khan, Daniel Briggs, Nicky Rees-Jones, Zoe Thompson, Jan Owens (Home Office Online Report) 2005 “Throughcare and aftercare: approaches and promising practice in service delivery for clients released from prison or leaving residential rehabilitation” p 1-37. (Pdf Version)

(11) William L. Marshall, Liam E. Marshall, Geris A. Serran, and Matt D. O'Brien 2011 “Rehabilitating Sexual Offenders: A Strength-Based Approach” pp 1-260.

(2) 釈放される犯罪者の課題とリスク

刑務所に拘置されていた犯罪者が出所すると、犯罪のない生活スタイルの障害となるような社会的、経済的、個人的な課題にさらされる。これらの課題のいくつかは、過去の犯罪者の経験によるもの、そして、より直接的には、投獄の影響によるもの、社会復帰の難しさによるものからなる。犯罪者は、社会的に孤立し疎外されるとともに、身体的または精神的虐待、就職難と失業、および、犯罪に陥りやすい生活を経験している。また、多くの犯罪者は身体的、精神的障害、薬物乱用を原因とする健康上の問題を有している。さらに、社会的スキルが欠けるため、競争力がなく社会の中で成功することが難しい。具体的には、個人の能力が低いこと、正規の教育を十分に受けていないこと、文字が書けず計算ができないこと、認知機能や情緒機能が不安定であること、財産を管理するスキルが低いことなどである。⁽¹³⁾加えて、犯罪者が釈放されたときに、實際上、直面する課題がある。それは、限られた手段で適当な宿泊所を見つけること、正当な報酬を得られるようになるまで、少ない手持ち資金を管理し蓄えること、個々のニーズに合わせて、必要なサポートをしてくれる組織へアクセスすることなどである。

刑務所などの矯正施設から釈放されたばかりの犯罪者は、この時期に適切な処遇と支援がなされなければ、しばしば、ホームレスになったり、精神が不安定になったり、不法ドラッグを使用したり、常習犯となった

Shadd Maruna; Thomas P. LeBel 2002 “Revisiting Ex-prisoner Re-entry: A Buzzword in Search of a Narrative From Reform and Punishment: The Future of Sentencing” pp 158-180.

(12) Curt T. Griffiths, PhD. Yvon Dandurand, Danielle Murdoch., op. cit., pp 3-4.

(13) Andrew Griffiths, Shona Bates, Alisa Wicks, Eileen Baldry, Karen Fisher, Fredrick Zmudzki (Social Policy Research Centre Research Team) 2016 “Evaluation of the ACT Extended Throughcare Pilot Program: Evaluation Plan” pp 1-78.

り、早すぎる死を迎えるなど社会への移行期に最も大きな困難を抱えることになる。だからこそ、この時期の犯罪者に対しては、“監視”の必要性が強調されることがある。刑務所での生活は、多くの犯罪者に二次的な負の効果をもたらしている。彼らは、自身の生活を失い、財産を失い、自力で生活していく能力を失っているのである。そして、他人との個人的関係を失っている可能性があり、投獄が彼らの社会性を失わせる契機となっている。そして、彼らは投獄される以前から精神を患い、自滅につながる生活習慣や態度に慣れてしまっていることが多い。犯罪者の社会統合に失敗すれば、財政的にも、公共の安全という点からも社会はそれに多大な犠牲を払うことになる。それゆえ犯罪者の社会復帰を支援するための必要経費は、それに失敗した場合に要するだろう経費との比較の中で評価されなければならない。⁽¹⁴⁾

施設内処遇あるいは、コミュニティをベースとしたサービスの対象としなければならない刑事学上のニーズは、教育と雇用、宿泊所、薬物とアルコール、精神衛生、社会的ネットワーク、認知療法などさまざまである。犯罪者にとって、危険な要素を取り除くためには、可能な限りきめの細かなケアを必要とする。更生プログラムの有効性は、常に変化し、完全なものはない。また、すべての犯罪者が、改善指導に前向きになれるわけではないので、その指導は失敗に終わることもある。責任感の欠如や変わろうとしない脆弱な動機づけが、その効果に大きな相違を生みだしている。就学や生活訓練、就労などに従事しようとする若者たちを拒む問題は、彼ら自身のプログラムへの不参加、専門家の知識不足、個々のプログラムが目的と目標レベルで矛盾しているなどである。他方で、更生プログラムを完了した犯罪者は、社会統合という点で非常に成功率が高いといわれている。プログラムを完了する犯罪者に共通するのは、長い期間にわたって教育を受けた経験があり、性犯罪の被害者ではなく、

(14) Curt T. Griffiths, PhD. Yvon Dandurand, Danielle Murdoch., Ibid., p 4.

“スルー・ケア”とコミュニティの役割

刑務所に収容された経験も少なく、犯罪的な行動が最小限で、法に抵触しない程度に抑えられているといった共通点がある。⁽¹⁵⁾

2 リ・エントリープログラム

これらの処遇は、犯罪者が社会で成功するために必要とされるスキルを身に付けさせたり、犯罪的な行動と関連する問題や要素に焦点をあてたり、社会性を身に付けさせるために他人との接触や関係性を確立する手助けをするなど、社会復帰の準備をサポートするプログラムである。カナダでは、カナダ矯正サービス(The Correctional Service of Canada (CSC))が提供するプログラムが代表的である。⁽¹⁶⁾ 大部分ではないにしても、これらのプログラムの多くが、監視的な要素を含んでいる。これらのプログラムは、再犯行為に関連する動的风险要因と犯罪者のニーズ、彼らが刑務所を出所するとき直面するだろう課題に基づいて開発されている。また、これらのプログラムは、再犯リスク要因と、彼らが取り組むように設計されている社会統合の課題のタイプによって異なる。多くのプログラムは、中毒、薬物乱用、失業など犯罪者が直面している特定の課題に焦点を当てている。また、常習犯罪、麻薬中毒、少年犯罪、精神疾患が原因の犯罪、性犯罪など特徴的なカテゴリーに焦点をあてている。伝統的に犯罪者の社会統合プログラムは、以下の三つに大別できる。1、刑務所プログラム、2、監視プログラム、3、支援プログラムである。これらの各タイプの処遇はいずれも、将来の再犯を減らすという点で満足いく結果を生み出すものではないため、個別に見直しをしていくことになる。⁽¹⁷⁾

(15) Curt T. Griffiths, PhD. Yvon Dandurand, Danielle Murdoch., Ibid., pp 4-5.

(16) The Correctional Service of Canada (CSC) 2016 “Offender Rehabilitation” <http://www.csc-ccc.gc.ca/correctional-process/002001-2000-eng.shtml>
CSCのプログラムは、刑務所とコミュニティの両方に提供することを前提とするがそれぞれ矯正、社会、アボリジニをターゲットとしたプログラムに分けられている。

(1) 刑務所プログラム⁽¹⁸⁾

犯罪者の社会復帰に備える刑務所プログラムには、教育、メンタル・ヘルスケア、薬物乱用改善指導、職業訓練、カウンセリングなどが含まれる。これらのプログラムは、犯罪者の完全な診断と評価がなされたときに、より効果的であるとされる。カナダでは、CSCが提供する矯正プログラム (correctional program) はその代表例である⁽¹⁹⁾。これらのプログラムの一部は、釈放後に犯罪者にアフター・ケアおよびフォローアップ・サービスをするコミュニティ・ベースの組織によって行われている。効果的な刑務所プログラムは、数多くの動的危険因子と、釈放とその後の社会統合を成功させるために必要な犯罪者の課題やニーズに着目する傾向が強い。これらのプログラムは犯罪者の自発性を重視するために、多数の犯罪者が参加しておらず、釈放前準備プログラムを受けることなしに釈放されている⁽²⁰⁾。仮釈放の決定は、犯罪者のニーズやその他の

(17) Curt T. Griffiths, PhD. Yvon Dandurand, Danielle Murdoch., Ibid., pp 5-6.

(18) The Correctional Service of Canada (CSC) 2018 “CSC Statistics - Key facts and figures” (Web Version)によれば、2015-2016年にかけてカナダの連邦刑務所をはじめとする矯正施設に収容された者の数は22,872人でそのうち18%が薬物関連犯罪、49%が性犯罪あるいはその他の暴力犯罪、20%の者が殺人を理由とする者たちであった。<http://www.csc-scc.gc.ca/publications/005007-3024-eng.shtml>

(19) The Correctional Service of Canada (CSC) 2014 “Correctional Programs”
<http://www.csc-scc.gc.ca/correctional-process/002001-2001-eng.shtml>

例えば、CSCが提供する成人男性向けの薬物改善指導プログラムは、“High Intensity National Substance Abuse Program”, “Moderate Intensity National Substance Abuse Program”, “High Intensity Aboriginal Offender Substance Abuse Program”, “Moderate Intensity Aboriginal Offender Substance Abuse Program”, “National Pre-Release Substance Abuse Program”, “National Substance Abuse Maintenance Program”といった六つのカテゴリに分けられている。The Correctional Service of Canada (CSC) “National Substance Abuse Programs” <http://www.csc-scc.gc.ca/correctional-process/002001-2009-eng.shtml>

(20) 本稿, “4 コミュニティー・コレクション・センター (2) 効果的な社

“スルー・ケア”とコミュニティの役割

課題に対処するように設計されたプログラムに犯罪者が参加したかどうかに基づいている場合が多い。しかし、釈放前準備プログラムに対する効果を、適切に評価するには難しい側面がある。ただ、CSCによって提供されている施設内処遇を基本とした薬物改善指導プログラムは、アフター・ケアの期間中にサポートや支援が継続的になされた場合には特にそうなのだが、釈放後の再犯率や再入所率に影響を及ぼすことが判⁽²¹⁾ている。改善指導と社会統合に係わる多くの専門家たちは、犯罪者の社会統合を促進するためには、施設内処遇の中で行われるサービスと釈放後に提供されるコミュニティ・サービスに、連続性をもたせるべきだと考えている。しかし、社会統合プロセスの中で、犯罪者に、コミュニティ・サービスを単に紹介するだけでは、効果的な支援につながらない。処遇が実質的なケアとならない限り意味をなさない。むしろ、支援の継続性を担保するためには、施設内処遇とコミュニティ・サービスによる処遇との間に連続性がなければならないのである。⁽²²⁾

(2) 監視プログラム

監視プログラムは、拘束から解放された犯罪者を社会の中でどう監視するかを問題にしている。これには、四つの釈放後の監視モデルがある。第一に、“リスクベース”である。このモデルは犯罪者の危険性を問題にしている。犯罪者は危険であり、コントロール下に置く必要があり、

会統合への壁”参照。

(21) CSCが提供する“Intensive Support Units (ISU) for Federal Offenders with Substance Abuse Problems”. に参加した者の刑務所への再入所率は、参加しなかった者と比べて36%低く、また、新たな犯罪で再入所した者だけみれば、40%低かった。

David D. Var I “Intensive support units for federal inmates A descriptive review” 2001 Forum on corrections Research Volume 13 Number 3.

(22) Curt T. Griffiths, PhD. Yvon Dandurand, Danielle Murdoch., op. cit., p 6, p 12.

綿密な監視にさらされなければならないとする。このモデルは、犯罪者を監督するために、電子監視の必要性を強調する。第二に、“ニーズベース”である。このモデルでは、犯罪者の犯罪学的なニーズに着目する。そのニーズとは、保護観察官が、犯罪者に認知療法や中毒カウンセリングといった適切な改善指導を受けられるように支援するためには、何が必要かを問題にしている。このモデルがうまく機能した場合には、再犯率が減少することが判っており、監視ベースのプログラムよりも効果的であると言われている。第三に、上記二つのモデルを組み合わせた“ミドルグラウンド”である。しかし、このモデルは、保護観察官に、いつ、どのような場合に、どちらのモデルに基づくべきかという不安定性を与えてしまう。第四は、“犯罪者の強み”ベースである。このモデルは、犯罪者を監視すべき“負債”ではなく管理すべき“財産”とみなす。このモデルでは、犯罪者は、そもそも危険な属性を有しているのではなく、社会が彼らに犯罪者という汚名を着せたために、これがまさしくスティグマなのだが、それが彼らにさらなる犯罪に陥りやすくさせていると考える。このモデルの支持者たちは、犯罪者が彼らの価値と潜在的な能力を発揮することが社会への償いとなり、それによってリハビリのプロセスも促進されると考えている。これらの処遇によって、犯罪者たちは、社会的支援とリーダーシップの獲得という両面で成功をおさめることができる。このプログラムの目的は、犯罪者を支援の消費者から支援の提供者へと変えることであり、彼らが社会に何かをもたらすと考えるために、結果として、社会は彼らをラベリングの対象とはみなさなくなるのである。⁽²³⁾

犯罪者を監視することによって、どんな作用がもたらされるのか。経験的な証拠によれば、危険性がより低いとされる犯罪者を対象とした場合には、集中監視監督プログラム (Intensive Surveillance and Supervision

(23) Maruna, S. and T. LeBel. op cit., pp 158-180.

Program (ISSP)) は、再犯率の減少につながっていないことを示唆して⁽²⁴⁾いる。他方で、危険性がより高いとされた犯罪者は、ISSP による恩恵を受けやすいとされる。あるデータによれば、高リスクの犯罪者が、通常の保護観察を受けた場合と、ISSP を受けた場合とでは、30%も後者の方が再犯率で減少したことが判っている。また、保護観察官による監視の仕方が、犯罪者の再犯率に影響を与えているということが指摘されている。厳格な“ソーシャルワーク”や“法の順守”を強調するような保護観察と比べ、上記のプログラムをうまく利用しバランスのとれたオリエンテーションをした保護観察の方がより再犯が減少した。以上のことから以下のような条件の下で、ISSP が再犯の減少という点で積極的な結果をもたらすと理解されている。条件の一つめは、犯罪者に対して、多様な改善指導を提供すること、二つ目は、スタッフ自身がこのプログラムをサポートし積極的、組織的に ISSP を行うこと。三つ目は、バランスの取れたオリエンテーションを行う保護観察官を利用することで⁽²⁵⁾⁽²⁶⁾ある。

電子監視システム (Electronic monitoring (EM)) は、カナダでは、1987年に初めて、ブリティッシュ・コロンビア州バンクーバー市で導入された。1980年代から90年代初頭にかけて、刑務所の過剰収容が続いていたカナダでは、膨れ上がる矯正費用を削減し、他方で犯罪者の位置情報をコントロールし身体拘束を容易にする目的で EM が導入された。足首の周りに装着されたブレスレット形の電子監視装置は、犯罪者の居

(24) Paparozzi, M. A. and P. Gendreau. 2005. “An Intensive Supervision Program that Worked: Service Delivery, Professional Orientation, and Organizational Supportiveness.” *The Prison Journal*, 85(4), pp 445-466.

(25) Serin, R., B. Young, and S. Briggs. Ottawa: Correctional Service of Canada 2003 Intensive Supervision Practices: A Preliminary Examination (Pdf Version).

(26) Curt T. Griffiths, PhD. Yvon Dandurand, Danielle Murdoch., op. cit., pp 12-14.

場所に関する情報を管理する刑務所内のコンピュータに信号を発信する。犯罪者は正当な活動に参加するといったいくつかの例外を除いて、自宅に待機しなければならないために、大幅な行動制限を受けることになる。このEMは、もともと本来収監すべき犯罪者を収監せずEMによってコントロールする目的で導入されたので、その主な対象は、低リスクの犯罪者から中リスクの犯罪者とされた。装着期間は30日以下が最も多く、三か月を超えるケースは少ない。EMと再犯率の関係は必ずしも明らかにされていない。EMの効果を考えると、犯罪抑止力との関連性は否定できないが、犯罪の原因に対する改善指導を行うものではない。また、費用対効果という観点からも専門家からは、疑問の声⁽²⁷⁾があがる。他方で行動制限やプライバシーの問題など人権を侵害するリスクが極めて高い。そのためEM自体は、むしろその有効性が知られている改善指導といった処遇の中で利用されることが望ましい。例えば、ラーニング・リソース・プログラム (Learning Resources Program (LSP)) では、個人やグループのカウンセリングとスキルセットの開発の一助として保護観察官にEMを提供している。EM上で、認知行動療法による改善指導を受けた高リスクの犯罪者は、EMをただ与えられた高リスクの犯罪者と比べて再犯率が低いことが判っている。また、低リスク犯罪者にとって、この集中監視による改善指導プログラムが有効かについては、評価が定まっておらず、その利用によっては、むしろ再犯率を増加させる可能性を秘めているとさえ言われている。この評価の重要性は、LSPによる改善指導プログラムが高リスク犯罪者の再犯率を減少させるのに効果的であると判明したため、犯罪者の監視と改善指導を組み合わせた集中的なりハビリサービスの有効性⁽²⁸⁾を実証したことである。

(27) James Bonta, Jennifer Rooney, Suzanne Wallace-Capretta (Solicitor General Canada), *op. cit.*, pp 1-5. (Pdf Version)

(28) Finn, M. A. and S. Muirhead-Steves. 2002. "The Effectiveness of Electronic Monitoring With Violent Male Parolees," *Justice Quarterly*, 19 (2),

“スルー・ケア”とコミュニティの役割

監視ベースの処遇プログラムの評価を整理すれば、このアプローチは犯罪者の社会統合を支援し、再犯率を減らすのに効果的ではないことが判っている。⁽²⁹⁾この結果から、改善指導とスキルセットの開発がない場合の監視アプローチが効果的な処遇策ではないことを示唆している。⁽³⁰⁾

(3) 支援プログラム

① 雇用・就労市場への社会復帰支援及び宿泊・財政支援

雇用によって、労働者は、生活の糧となる収入を得るだけでなく、組織の構造や与えられた仕事を励行することを学び、他のメンバーとの社会的な繋がりを拡大させる機会を得る。そして、自尊心その他の精神的な健康を強化することができる。カナダでは、連邦刑務所に入所している犯罪者の約75%が雇用ニーズを有すると認識されている。拘束から解放された犯罪者が就職しようとした場合、多くの困難な課題に直面する。これには、自尊心の低下、動機の低下、能力不足、訓練の欠如、精神疾患、薬物乱用、安定した宿泊施設の欠如などの個人的要因と、不良グループの影響、家族支援の欠如、貧しい雇用記録などの社会的要因が含まれる。合法的な仕事に就くことは、元受刑者にとって、社会復帰後の成功への最も重要な因子であり、彼ら自身も就労が将来の成功へのカギとなることをよく認識している。調査によれば、合法的な職を得ることができた元受刑者、特に賃金の高い高級職に就けた者は、正規の雇用機会を持たない元受刑者に比べて再犯率が低いことが分かっている。正規の職に就くことの有用性は、社会統制の非公式のメカニズムとして作用するという社会統制理論によって説明されてきた。

再犯に関して、コミュニティ・ベースの処遇に参加した者たちから

pp 293-312.

(29) Office of the Correctional Investigator Canada., op. cit., p 23.

(30) Curt T. Griffiths, PhD. Yvon Dandurand, Danielle Murdoch., op. cit., pp 14-15, p 18.

無作為抽出でその影響を分析した結果によれば、このプログラムに参加した者たちの就労と再逮捕との関連性を見出すことはできなかった。理論的には、就労は犯罪者の再犯を減らす効果があると考えられているが、その関連性は必ずしも明確ではない。しかしながら、就労と再犯率の減少との関連性は、単に職に就くことよりも、その就いた職の“質”に関係しているという指摘がなされている。さらに、この両者の関連性は、安定した宿泊所があるかどうか、職に関する資格を持つかどうか、薬物乱用でないか、積極的に就労支援を受けようとしたかどうかというような複数の要素に影響される。犯罪者の個々のニーズを認識し、特定のサービスとマッチさせることが不可欠であるとの指摘がなされている。より重要な雇用プログラムの中には、就労準備のためのレクチャー、職業教育、GED 認定、職業訓練、雇用管理、ケースマネジャーによる雇用モニタリングなどがある。これらを維持していくことができるかどうかは、刑務所、保護観察所、コミュニティ・コレクション、民間団体、コミュニティ・グループにおける政策や手続きの開発に依拠するところが大きい。さらに重要なことは、保護観察所やコミュニティ・コレクションが、犯罪者に提供される職業訓練や就職準備に関する情報を、刑務所側に提供できるようにすることだ。犯罪者の釈放前教育が、彼らの釈放後のニーズに焦点をあててなされるのであれば、それはより効果的なものとなるであろう。

刑務所から釈放された犯罪者は、一般的に、宿泊を確保する点について釈放前支援をほとんど受けておらず、しばしば適当な住居を見つめることができない。社会的な孤立は、ホームレスや不安定で不適当な住居をよぎなくされる多くの元受刑者にとってコアな経験である。社会に解放された元受刑者が適当な住居を確保できなければ、それは彼らを、犯罪率が高く、無秩序で社会的サービスが皆無なコミュニティの中でも最も危険な場所へといざなうこととなる。⁽³¹⁾

② 精神病患者の処遇

精神を患う犯罪者は、社会に開放されるとき、特別な問題に遭遇する。これらの犯罪者は、極度の社会的隔離を経験していることがあり、また、同時に、薬物乱用による障害が共存している場合がある。同様に、これらの犯罪者は、宿泊所や安定した仕事を確保することについて、特に困難を伴う。また、これらの犯罪者のほとんどが、手厚い医療と改善指導、そして、資金管理についての支援を必要としている。これらの犯罪者が、改善指導に従わなければ、以上の要因によって、自身のみならず他人にも危害を及ぼすおそれがある。

精神を患う犯罪者が出所時に直面する特有の課題には、この犯罪者グループのリスク、ニーズ、脆弱性に対応するコミュニティ・ベースの継続的な改善指導モデルの開発が必要不可欠である。コミュニティ・ベースの継続的な改善指導モデルは、伝統的な刑事司法システムのダイバージョン・プログラムを提供するだけでなく、そうした犯罪者の公衆に対する危険性を軽減し、これらの者たちが再び矯正システムの中に身をおくことを減らす効果がある。刑事司法システムにとりこまれた精神病患者に、効果的なメンタル・ヘルス・ケアを施すためには、“ケアの継続性”が重要視されている。これには、精神医学的な改善指導およびコミュニティ・サービスによる多様なケースマネジメント（住居、食糧、障害給付の援助、職業訓練など）が含まれる⁽³²⁾。法医学の専門家たちは、精神を患う犯罪者の社会復帰を促進するためにデザインされた処遇上の論点について以下のような認識を有している。犯罪者の病気を安定させること、自律的な機能を強化すること、彼らが暴力的な行動をし、

(31) Curt T. Griffiths, PhD. Yvon Dandurand, Danielle Murdoch., Ibid., p 20-p 22.

(32) The Correctional Service of Canada (CSC) 2015 “Towards a continuum of care”
http://www.csc-scc.gc.ca/text/pblct/health/tcc-eng.shtml#_Toc267041274

犯罪に手を染める可能性を最小限に抑えるために、内と外の両面からコントロールを継続すること、改善指導スタッフと刑事司法システムの連携を確立すること、犯罪者の日常生活に一定のサイクルを提供すること、権限が適切に行使されること、犯罪者の暴力や衝動をマネージングすること、統合された改善指導と症例管理をすること、改善指導を主体とする生活をアレンジすること、犯罪者の家族が、社会的な支援の源になりえるかどうかを見極めること、である。メンタル・ヘルスケアは、精神を患う犯罪者の不法薬物への依存を軽減し、薬物依存から解放された生活を構築するために必要なスキルを提供する。厳格な薬物禁止モデルではなく、遠い目標として、薬物の禁止を掲げながら、薬物使用による害悪を軽減することは、重い精神病患者にとつて現実的でその効果が認められている。強化された監視下の患者は、より弱い集中プログラムを受けた者たちよりも、保護観察に違反する割合が高い。再犯率の高さは、集中的ケースマネジメントにおける患者同士の接触によって説明でき、そのような中でより厳格な禁止モデルを使用する保護観察官は、集中プログラムの患者に惰性的になる。技術的な違反に対して、改善指導を徹底するか、刑務所に戻すかの判断は、患者に重大な影響を及ぼす。もし、患者が刑務所へ送り返されれば、後に改善指導を受けないまま社会に戻されるおそれがある。保護観察とメンタル・ヘルスケアとが密接に関係しながら作用すること、そして改善指導方法を共有することで、精神を患う犯罪者の保護観察違反を減少させることができる。⁽³³⁾

③ 薬物中毒者の処遇

薬物依存の犯罪者は、悪循環に巻き込まれている。社会に復帰したときに、彼らが、刑務所で受けた中毒改善指導を継続されなければ、元の状態に逆戻りし、そのサポートに反して再び犯罪を犯かす機会を得るこ

(33) Curt T. Griffiths, PhD. Yvon Dandurand, Danielle Murdoch., op. cit., pp 18-20.

となる。コミュニティの適切なサポート・サービスにアクセスできなければ、犯罪のサイクルがまるで永続的であるかのように、彼らは、⁽³⁴⁾幾度も刑務所に舞い戻ることになる。刑務所に収容された犯罪者は、刑務所に収容される前後で、薬物使用率が高いという共通の属性を持っている。カナダの連邦刑務所に収容された犯罪者の約80%は、刑務所入所時の犯罪行為に関連して薬物乱用問題を抱えている。⁽³⁵⁾イギリスで実施された、自己申告による薬物とアルコールの使用に関する刑務所犯罪調査では、犯罪者の半数が、投獄される前の年にヘロイン、クラック、またはコカインを使用した経験があることが報告された。さらに、犯罪者の半数以上が彼らの犯罪的行動が薬物使用、特にそれが常習的に行われたことと関連していたとされた。これと比較して、アルコール中毒の問題を抱えた犯罪者の4分の1が、飲酒と犯罪行為との関連性を認めたが、それは飲酒による判断の誤りによって、犯罪行為を犯かしたと報告され⁽³⁶⁾た。多くの調査によって、薬物乱用が犯罪行為と関連していることは判っているが、社会に復帰した後の犯罪者の薬物およびアルコール使用のパターンについては、知られていない。社会復帰後も、元受刑者が薬物やアルコールに高い割合で依存しており、そのために、彼らは合法的な職に就くことができないし、安定した宿泊先も確保できない。深刻な薬物

(34) Burrows. J. Clarke. A, Davidson. T, Tarling. R and S. Webb. (The Research Development and Statistics Directorate) 2001 “Research into the Nature and Effectiveness of Drug Throughcare”, Occasional paper, no. 68. London pp 1-61. (Pdf Version)

(35) Brian A. Grant, Dan Kunic, Patricia MacPherson, Christine McKeown, Edward Hansen (Correctional Service Canada) 2003 “The High Intensity Substance Abuse Program (HISAP): results from the pilot programs” pp 1-55. (Pdf Version)

(36) Harper, G. and C. Chitty (London, UK: Research, Development, and Statistics Directorate, Home Office) 2004 “The Impact of Corrections on Re-offending: A Review of ‘What Works’.” pp 1-128 Third edition. (Pdf Version)

中毒患者は、あらゆる犯罪に手を染めることが判ったので、政策立案者たちは、アルコール関連の犯罪よりも薬物関連の犯罪に焦点をあてている。⁽³⁷⁾これは、薬物犯罪者が最も再犯に陥りやすく、仮釈放や保護観察に失敗する危険性が極めて高いということを示唆する証拠によっても裏付けられている。コミュニティ・ベースの薬物乱用に対する改善処遇は、改善指導コミュニティ (TCs)、外来治療プログラム、住居プログラム、TC モデルの住宅、または解毒サービスを通じて犯罪者に提供されている。これらのプログラムで利用されている対策は、ソーシャル・スキルの訓練や法を遵守させるために、薬物乱用に焦点をあてたカウンセリングと、薬物検査、症例管理、監督を含むソーシャルワーク指向のアプローチである。⁽³⁸⁾薬物“スルー・ケア”とは、刑務所を出所し解放される元受刑者に提供される改善指導と支援を指している。⁽³⁹⁾即、釈放されたか、長い期間拘束された後に釈放されたかに関わらず、犯罪者の再犯を減少させる最も優れたアプローチは、刑務所とコミュニティの両方をベースとした TC モデルである。薬物中毒と犯罪行為の関連性を指摘した研究で最も強調されているのは、犯罪者が刑務所に収容されている間になされた改善プログラムによって得られた利益は、社会復帰後も手厚いケア・サポートを受けられた場合にのみ維持できるという点である。さらに、この両方のプログラムに参加した犯罪者に、常習性があれば、最も効果を上げることが判っている。以上のことから薬物に依存する犯

(37) Harper, G. and C. Chitty., Ibid.,

(38) Chanhatasilpa, C., D.L. MacKenzie, and L.J. Hickman 2000 “The Effectiveness of Community-based Programs for Chemically Dependent Offenders.” *Journal of Substance Abuse Treatment*, 19(4): pp 383-393.

(39) BBC NEWS 2017 “Throughcare prison support scheme ‘cuts reoffending’” <https://www.bbc.com/news/uk-scotland-41733721>, The College of Family Physicians of Canada Prison Health Program Committee, Community of Practice in Family Medicine 2016 “Position Statement on Health Care Delivery” p 1-2.

“スルー・ケア”とコミュニティの役割

罪者の再犯率を減らすという点で最も有望な改善指導は、刑務所内の TC と釈放後のコミュニティのアフター・ケアを組み合わせることである。⁽⁴⁰⁾ 方法論的に厳密な研究では、刑務所とコミュニティの両方の改善指導に参加した犯罪者が、比較群のすべてまたはほとんどの犯罪者よりも再犯率が低い値を示している。それに反して、高度の集中的な監視、症例管理、モニタリング、専門医などへの照会などを多く利用した場合には、薬物に依存する犯罪者の再犯率を低下させるのに効果がないことも明らかとなっている。監視と改善指導に関するドラッグコートの評価では、犯罪者に再犯のおそれがある場合には、監視よりも改善指導の方がより効果的だとする。また、改善指導と監視の両方を受けた犯罪者たちは、次の失敗を犯すまでに、最も長くコミュニティに留まることができた。薬物中毒犯罪者の処遇に関して、最も重要で明らかなのは、刑務所の処遇からコミュニティのアフター・ケアに至るまで、“スルー・ケア”⁽⁴¹⁾、つまり、改善指導を継続することの必要性である。

④ 性犯罪者の処遇

性犯罪者には、彼らの行動を監視し、コントロールする目的で様々な法律が適用されている。2004年12月、性犯罪者登録法（Sex Offender Information Registration Act (SOIRA)）が施行され、特定の性犯罪で有罪判決を受けた性犯罪者は、毎年、警察に定められた個人情報報告しなければならず国家性犯罪者登録簿（National Sex Offender Registry (NSOR)）へ登録が義務付けられた。2011年4月には、改正刑法 Bill S-2（別称“性犯罪被害者保護法（Protecting Victims from Sex Offenders Act）”）が施行され、SOIRAの権限と管理についてより詳しい規定をおいた。例えば、性犯罪を予防するために、登録名簿の利用権限を明確化

(40) Chanhathasilpa, C., D. L. MacKenzie, and L. J. Hickman., op. cit.,

(41) Curt T. Griffiths, PhD. Yvon Dandurand, Danielle Murdoch., op. cit., pp 22-25.

し、さらに、車両情報や海外で同様の性犯罪によって有罪判決を受けた者がカナダに入国する際にも登録が可能となるなどの修正が加えられた。2016年12月には、児童虐待処罰法 (Tougher Penalties for Child Predators Act) が施行され、性犯罪者に関するより厳しい報告義務を含んだ。例えば、“児童に対する性犯罪”という新たなカテゴリーを加えたこと、運転免許証やパスポート、カナダ国外への旅行に関する情報、性犯罪の予防と捜査をサポートするカナダ国境サービス庁 (Canada Border Services Agency (CBSA)) の認可に関することなどである。

NSOR データベースには、犯罪者名、生年月日、性別、住所、居住タイプ、肩書き、雇用者名とその住所、ボランティア組織、ボランティアの種類とタイトル、車両情報、身長、体重、写真、身分証明書 (例えば、入れ墨、傷跡)、犯罪者が有罪となった犯罪などが含まれる。NSOR データベースへ登録された情報は、いい渡された刑期に基づいて、10年、20年、無期限にデータベースに保持される。⁽⁴²⁾

性犯罪者を管理及び処遇するために、以下の原則が提案されている。

1. 処遇は、犯罪者の危険性評価及び再評価に基づいて行われるべきである。
2. 処遇の対象となる要因は、主に犯罪に関するものでなければならない。
3. コミュニティー内での彼らの行動をモニタリングする必要がある。
4. 特に、重要なことは親族と改善指導者、そして監督者との間で情報を共有することである。このアプローチでは、最も危険性の高い性犯

(42) Royal Canadian Mounted Police 2017 “National Sex Offender Registry (NSOR)” (Web Version) <http://www.rcmp-grc.gc.ca/en/privacy-impact-assessment-national-sex-offender-registry-nsor>

この性犯罪者登録簿は、現在、警察のみがアクセス可能であるが、一般市民にも公開すべきではないかとの議論が関係者の間でなされている。CTV NEWS VANCOUVER 2017 “Should Canada’s sex offender registry be open to the public?”

<https://bc.ctvnews.ca/should-canada-s-sex-offender-registry-be-open-to-the-public-1.3140082>

罪者は、最も厳格で最長の監督期間を設けるべきであるとされている⁽⁴³⁾。研究によれば、性犯罪常習者に係わる二つの重要な因子は、性的逸脱（動的要因）と生活スタイルの不安定性/犯罪性（静的・歴史的要因）である。性犯罪者にも一般の犯罪者にも精神障害のある犯罪者のいずれにも共通することだが、犯罪者の生活スタイルの特徴は、暴力及び常習性に強く関連している。CSCは、性犯罪者を監督するために、彼らを釈放するにあたり、“ハイリスク犯罪者プログラム”および“メンテナン
スプログラム”⁽⁴⁴⁾を運用している。前者は、感情 (feeling)、ファンタジー (fantasy)、未来 (future) そしてフォロー・スルー (follow though) である性的犯罪に関連する4つの「F」に焦点をあてて構成されたグループ療法を使用することに加えて、個人あるいはグループカウンセリングを提供する認知行動療法である。このプログラムは、監督者である仮釈放スタッフ、精神病院の改善指導スタッフ、およびメンテナン
スプログラムのプログラム・ディレクターが参加する複数の専門家集団で構成されおり、月ごとに症例会議を開く。この会議では、雇用、非接触命令、家族との関係、監視に対する犯罪者の態度など監督に係わるすべての事柄に焦点をあてる。改善指導スタッフは、犯罪者の改善の進展を評価し、必要な変更を加えるために、症例会議に参加している。他方で、メンテナン
スプログラムは、犯罪者が自らの犯行を認め、ハイリスク犯罪者プログラムの者たちよりも低程度の再発防止処遇を必要とする犯罪者に提供される。犯罪者たちは、刑務所での改善指導によって得られた利益を維持することに焦点をあてた個人およびグループ療法を受けることにな

(43) Wilson, R., L. Stewart, T. Stirpe, M. Barrett, and J. E. Cripps. 2000. “Community-based Sex Offender Management: Combining Parole Supervision and Treatment to Reduce Recidivism.” *Canadian Journal of Criminology*, 42(2), pp 177-188.

(44) Correctional Service Canada (CSC) 2014 “National Sex Offender Programs”

<http://www.csc-scc.gc.ca/correctional-process/002001-2008-eng.shtml>

る。メンテナンプログラムには、二つの過程が存在する。一つ目は、最初に、十二週間のサイクルを完了した犯罪者グループ（肯定的な報告をされている）である。二つ目は、薬物改善指導経験とその効果を確認できた性犯罪者の長期のメンテナングループである。コミュニティーでの監視下におかれた107人の性犯罪者（75人がメンテナンプログラムの経験者であり、32人がハイリスクプログラムの経験者である）の再犯率を調査した結果によれば、以前の調査よりも再犯率が減少した。追跡期間は3年7ヵ月であり、再犯率は性的再犯の場合3.7%、一般的再犯の場合21.0%、暴力的再犯の場合10.3%と報告されている。この結果を評価するときの限界は、コントロールグループを調査できなかったために、報告された結果が、性犯罪者に対する改善指導と仮釈放の監督を組み合わせた結果であるか、その他の要因なのか、見極めることができなかったことである。それにもかかわらず、ここで示された低再犯率は、仮釈放による適切な監督との組み合わせで、個別の改善指導を受ける性犯罪者に対するケースマネジメントの有効性に関する主要な根拠となるであろう。⁽⁴⁵⁾⁽⁴⁶⁾

3 包括的犯罪予防プログラムとコミュニティーの役割

(1) 監督と支援のバランスング・エージェントの多様性

集中監視、監督だけでは、目に見える形で犯罪を減少させることはできないが、コミュニティーの中で監視と支援、改善指導を組み合わせた場合には、再犯の危険性を軽減することができる⁽⁴⁷⁾とする調査結果がある。集中監視と監督の程度は、再犯の危険性に見合うものでなければなら

(45) Wilson, R., L. Stewart, T. Stirpe, M. Barrett, and J. E. Cripps., op. cit., pp 177-180.

(46) Curt T. Griffiths, PhD. Yvon Dandurand, Danielle Murdoch., op. cit., pp 26-27. p 31.

(47) The Center for Effective Public Policy 2010 “The Comprehensive Approach to Sex Offender Management” pp 1-18. (Pdf Version)

いが、迅速で一貫した監督条件の強化が、再犯の減少と結びつく要素であることも否定しえない。⁽⁴⁸⁾

他方で、支援とサポートに基づく社会統合プログラムとは、犯罪者のコミュニティへの再統合を支援し、将来の犯罪を避けるために導入されたプログラムである。しかし、刑事司法及び社会サービス・システムの中で、リソースが不足し、エージェントの互いの協力がなければ、元受刑者たちは、関係省庁やコミュニティ・グループとのつながりを持ってないまま刑務所や留置場を出所していくことになる。刑事法及び刑事施設を統括する行政機関は、精神病と同時多発的におこる障害をもつ犯罪者たちの特別な課題に対処するために、精神障害及び薬物乱用、社会サービスのスタッフらと、緊密に連携していかななくてはならないこと、それがいないために現在では、必要なリソースを手に入れることができいないということを徐々に認識し始めている。その結果、精神病患者及び薬物乱用者の多くが、個人とコミュニティにとって何ら有効な効果をもたらすことのない留置場及び刑務所の循環の中に身をおくことになってしまっている。最も注意しなければならないのは、刑事施設からコミュニティに至るまで、切れ目のないサポートと支援の構造を開発することである。⁽⁴⁹⁾

(2) コミュニティの関与と犯罪削減対策

コミュニティの関与は、医療機関、社会保険サービス、生活扶助サービス、地方自治体、学校、警察などといったあらゆる種類の連携の中にあって、犯罪を減らしていくための必要不可欠な要素となっている。コ

(48) May, C. and J. Wadwell (London, UK: Research, Development, and Statistics Directorate, Home Office) 2001 “Enforcing Community Penalties: The Relationship Between Enforcement and Reconviction” pp 1-4. (Pdf Version)

(49) Curt T. Griffiths, PhD. Yvon Dandurand, Danielle Murdoch., Ibid., p 31.

コミュニティが、元受刑者の社会統合を成功させるために主要な役割を担うことになる。しかし、支援と監督プログラムの中でコミュニティの関心と関係を結集し継続させるためには、特別な対策を講じなければならない。現在では、犯罪者のリハビリと社会統合の支援を提供する中で、犯罪と社会問題に対応できる社会の能力を構築していくことと同時に、犯罪と再犯を減らすようにデザインされた多くのコミュニティをベースとするイニシアティブが存在している。

例えば、2008年分9月に、バンクーバー、ダウンタウン・イースト・⁽⁵⁰⁾サイドにオープンしたコミュニティ・コートによる取り組みである。コミュニティ・コートには、犯罪、そして、その原因となったホームレス、薬物中毒、薬物乱用、精神疾患の撲滅を支援するための幅広い統合サービスが一か所に集結する。すなわち、検察官、弁護士、警察官、保護観察官など司法関係機関と共に、医療機関、社会福祉団体、住居スタッフ、生活扶助サービス、就労支援サービス、被害者サービスなどのコミュニティ・グループが裁判所に配置され、一連の複雑な問題に対して、高度に統合された対応を行う。コミュニティ・コートは、地域やコミュニティ・グループとの関係に依存し、市民参加の機会を創出する。また、犯罪者は、社会的、健康のおよび矯正的サービスにタイムリーにアクセスでき、問題を有意義な方法で処理し、再犯を減らし、コミュニティに害を与えた賠償を行うことができるように設計されている。特定の地域で発生した、財産犯や薬物所持などをはじめとする軽微な犯罪に限られているとはいえ、犯罪の原因となった複雑で多様な要因に焦点をあて、行政とコミュニティ・グループが一つのチームとなって、問題の解決にあたらうとする。中でもケースマネジメントチーム(Case Management Team (CMT))によるケースマネジメントは注目に値する。医療や社会福祉といったサービスに対するニーズを有し常習性

(50) 2013 “Report from the DCC Executive Board on the Final Evaluation of the Downtown Community Court” pp 1-21 (Pdf Version).

“スルー・ケア”とコミュニティの役割

のある犯罪者は、複数の専門機関による詳細な査定が必要な場合があり、CMT がこうした複雑な問題を抱える犯罪者に対して、組織間の連携によって処遇指導、犯罪者の管理を個別に行うものである。こうした点で、コミュニティ・コートは犯罪者の処分よりも社会統合を優先した問題解決裁判所の一つの例といえよう。

また、犯罪者の刑事施設収容後のコミュニティの取組みとして最も包括的なのは2006年にブリティッシュ・コロンビア州サーレイ市で導入された“犯罪削減対策”である。そしてこの対策は、その他の多くの州で参考にされている。対策の際立った特徴は、幅広いステークホルダーの関与と、犯罪や犯罪者に対する多面的なアプローチである⁽⁵¹⁾。元犯罪者によって提起された課題に対応するコミュニティの関与が増加したことで、コミュニティの関与とそのオーナーズ・シップ、リーダー・シップ、スキルの強化、犯罪予防と社会統合の積極的なパートナーになるためのコミュニティの能力、コミュニティと実質的に協力できる組織を開発することに焦点があてられるようになった。これと同時に、各種プログラムの成果を査定し評価するには柔軟なアプローチが必要である。一方、コミュニティが関与することで以下のような教訓が得られている。“パートナー・シップの発展を促進するために、プロジェクトの目標と目的を効果的にコミュニティに伝達する、コミュニティにおいて疎外され脆弱なグループを包摂するための対策を講じる、明確な意思決定と説明責任プロセスを確立する、評価枠組みは、当初は資金提供者と行政と間で確定する、数多くの統合されたスルー・ケア・プログラムの評価を検討し、犯罪者の社会統合と将来の犯罪行為を回避する支援の有効性を明確にする”⁽⁵²⁾、などである。

(51) City of Surrey 2018 “Surrey Public Safety Strategy Full Version” pp 1-48 (Pdf Version)

(52) Curt T. Griffiths, PhD. Yvon Dandurand, Danielle Murdoch., op. cit., p 33, p 39.

(3) 犯罪者の社会統合の促進と犯罪予防

釈放後の社会統合プログラムは、しばしば、公共の安全に対する包括的なアプローチを提供するように設計された広範な犯罪予防対策の一部になっている。少年や成人の犯罪者に対してイギリス、アメリカ、その他のいくつかの国で開発された犯罪削減プログラムは、犯罪に対する刑事司法のさまざまな要素を統合し、コミュニティとのパートナーシップを構築する。また、ケアの継続性を維持するために、刑務所的な処遇とコミュニティ・ベースの処遇とを統合しようとする。ブリティッシュ・コロンビア州のいくつかのコミュニティとカナダのその他の州では、同様のプログラムが開発されている。例えば、カナダでは、コミュニティ・コレクショナル・センター（Community Correctional Centre (CCC)）が代表的である。当該施設は、CSCによって運営されているコミュニティをベースとした施設である。仮釈放者を始めとする犯罪者を一時的に居住させ、完全な社会復帰に向けて改善指導、就職支援、社会貢献の機会を提供する。支援と監督のバランスの中で運営され、犯罪者が刑務所などの拘禁施設からより独立性の高い生活環境に移行していくための社会の架け橋となっている⁽⁵³⁾。これらのプログラムは、省庁間の協力と調整、統合された対応、コミュニティとのパートナーシップを前提としている。地域の安全の優先順位に応じて、これら犯罪削減プログラムの多くは、既存の犯罪者、とりわけ、極めて危険性の高い犯罪者、および多重犯罪者らの再犯を予防する方法を検討している。多くの場合、“優先犯罪者”という表現は、犯罪予防の優先順位がコミュニティごとに異なるという点を反映している。様々な事例によって、犯罪者が刑務所に収監されることによる再犯の危険性は、弱まるどころか高まるということが認識されるようになった。そして、大抵の犯罪者が社会復帰するということに鑑みて、犯罪者の解放と社会統合をどのようにマネジ

(53) Office of the Correctional Investigator Canada., op. cit., p 6.

“スルー・ケア”とコミュニティの役割

メントすべきかに、注目が集まるようになった。これらのイニシアチブの共通の特徴は、再犯を予防し公共の安全を向上させるコスト効果の高いプログラムを開発しようとする点である。驚くことではないが、エビデンスに基づくプログラミングという言葉は、様々な処遇を設計し、正当化しようとするときにしばしば使われる。特にイギリスでは、犯罪の原因、犯罪のパターン、効果的な処遇方法に関する最も有効なリサーチエビデンスに基づいて、いくつかの非常に大規模なイニシアチブが設計された。これら様々なプログラムの成果を評価するために、イギリスおよびアメリカでは大規模な投資がなされている。残念なことに、犯罪者の再統合を促進し、再犯を予防するための決定的な包括的処遇は、見出すことができていない。あるいは肯定的な結果が生まれたとしても、これらは正しく測定されていない。再犯と刑務所再入所率に重大な影響を及ぼす、多くの処遇の明らかな失敗は、処遇そのものの原理と概念の妥当性ではなく、プログラム実施の問題によるのかもしれない。少年および成人の犯罪者のための選択された処遇の再検討は、再犯率を低下させ、犯罪者の社会統合を促進するように計画されたプログラミングに関する多くの“教訓”を生み出している。今日までの成果は、(コミュニティ、プログラムスタッフ、若者自身による最善の努力にもかかわらず)定まったものでなく、それはむしろ、既知の犯罪者による再犯の効果的な予防が予想以上に複雑であることを想起させるのである。しかし、これまでの研究から明らかなのは、犯罪者が直面するニーズや課題とは無関係な処遇をやめ、監督と支援のバランスのとれた戦略的な処遇を開発することの重要性である。さらに、プログラムによる処遇は、犯罪者がコミュニティに戻ったときに直面するニーズとリスクの変動性を反映していなければならない。必要とされるのは、システム全体にわたる、統合されたアプローチであり、一貫して構造化された対応を提供すると同時に、犯罪の原因となる根本的な要素に注目し、犯罪者の社会統合を支援することである。同時に、犯罪者は自分の行動に対して責任を負わなければ

ならず、能力とスキルセットを強化するために計画されたプログラムに参加し、それを完了する責任を負う。懸念されることは、スルー・ケア・モデルに基づいた多くのプログラムが肯定的な結果を生み出すことができなかったことである。これらのイニシアチブの中心はコミュニティであり、いくつかのプログラムが、犯罪者のニーズに対処する上でコミュニティ住民のリーダーシップを動員し、取り組んでいる。同様に、犯罪者のニーズを継続的に評価することは、成功した処遇の中心的要素であることは明らかである。⁽⁵⁴⁾

4 コミュニティー・コレクション・センター

(1) 概要

ここではカナダにおける犯罪者の社会統合の実践例をみることで、実際の運営の中で特定された課題や問題点を検証することとした。⁽⁵⁵⁾

上記のように、カナダのコミュニティ・コレクション・センター(CCC)は、社会復帰を前に仮釈放などされた犯罪者に、就職支援、コミュニティ・サービスの紹介、改善指導などをはじめとした適切な処遇を行い社会に再統合させるために設けられた中間施設である。CCCは、CSCの独占的な運営によって成り立っているコミュニティをベースとした居住型の施設であり、カナダ全土に15か所設置されている。⁽⁵⁶⁾

(54) Curt T. Griffiths, PhD. Yvon Dandurand, Danielle Murdoch., op. cit., pp 39-40.

(55) カナダ政府は、2014年、CCCに関する調査を行い、犯罪者の社会統合に関するCCCの役割を確認するとともに、運用上の問題点を指摘し、今後のあるべき方向性を示した。

Office of the Correctional Investigator Canada 2014., op. cit., pp 1-28.

(56) Correctional Service Canada “Community Corrections” (Web Version)
<http://www.csc-scc.gc.ca/publications/005007-3008-eng.shtml>

CSCは、その他カナダ全土で200以上の居住施設と契約している(Community Residential Facilities (CRFs))。これらの施設は、CRFsあるいはハーフウェイ・ハウス(half-way houses)と呼ばれ、NGOが経営し運

“スルー・ケア”とコミュニティの役割

た、CCCには474床のベッドがあり、これらの施設に居住できる者は、刑期2年未満が主なコミュニティ犯罪者の6パーセントにすぎない。2012-2013年にかけて、CCCに配当された予算は、3000万カナダドルでコミュニティ・コレクション予算の12.1%、CSC予算の1.1%を占める。コミュニティの中で管理されている犯罪者と比べて、CCCに居住する犯罪者一人あたりに要する年間のコストは、倍以上である(2012-2013年には、31,534カナダドルに対して72,333カナダドル)。CCC入居の前提である仮釈放には、長期監督命令(long-term supervision order)と同時に、付き添いを要しない一時的釈放(unescorted temporary absences)、デイ・パロール(day parole)、フル・パロール(full parole)、ワーク・リリース(work release)、必要的仮釈放(statutory release)が含まれる。⁽⁵⁷⁾ CCCは、コミュニティの中に位置し、最小限のセキュリティ施設として登録されている。これらの施設は、全国の刑務所の基準に必ずしも従う必要はなく、二十四時間管理され、保護観察官の監視の下、夜間出入り禁止の外出可能な安全で一貫した生活環境を保障されている。居住者たちは、コミュニティに貢献し参加することを期待されており、自ら食事を作り、買い物をし、掃除をし、働き、ボランティアを行う。CCCで暮らす犯罪者の構成は、55パーセント以上が必要的仮釈放を受けた者であり、26パーセントが長期監督命令を受けた者たちである。この割合は、CCCが開設された1960年代当時、デイ・パロールが大半を占めていたことと比べれば、ダイナミックな変化がおこって

営している。2015-2016年にかけて、CSCがコミュニティ内のコミュニティ・コレクション・センターをはじめとする中間施設で、監督した条件付仮釈放者((day parole, full parole statutory release and long term supervision order)の数は8,233人であった。Correctional Service Canada 2017 “Community Corrections” (Web Version)

<http://www.csc-scc.gc.ca/publications/005007-3008-eng.shtm>

(57) Correctional Service Canada “Types of Release”

<http://www.csc-scc.gc.ca/parole/002007-0003-eng.shtml>

いるといえる。居住を条件とした場合には、公共の安全への危険性を減少させる効果がある一方で、集中監視によって再犯を減少させる効果はあまり期待できないことが判っている。むしろ、形式的な規則違反によって⁽⁵⁸⁾刑務所への再入所が増える可能性さえある。他方で、CCC スタッフによって提供されるサポートやガイダンス、矯正プログラミング、就職の機会、ボランティア、コミュニティへの参加が犯罪者を再犯から遠ざける一因になっている。通常の仮釈放者たちと比べると、CCC に居住する者たちの構成は、複雑であり多様であり数多くの問題を抱えている者たちが多い。例えば、CCC に居住する犯罪者の77パーセントが粗暴犯（凶悪犯）として投獄されており、そのうち33パーセントは性犯罪を犯かし、全体の8パーセントは第一級及び第二級殺人を犯した者たちである。4分の3の者たちは、中高位の安全施設から直接 CCC に移動してきた者たちであり、ハイリスクの犯罪者とされている。多くの犯罪者たちは、以前にデイ・パロール及びフル・パロールを拒否された者たちである。70パーセントの者が、就労、教育、薬物乱用、家族、コミュニティ・グループとの係わりという点で高いニーズを抱えている。5分の1の者たちが低いモチベーション・レベルにあると考えられている。そして、半分以上の者たちが社会統合へのポテンシャルが低いと判断されている。さらに、様々な分野で支援を必要としている者が増え続けると同時に、精神に問題を抱えている者、介護が必要な年配者、医学的な処方が必要な者、ギャングの構成員、アボリジニが数多く滞在している。以上の状況にも関わらず、ここに居住する犯罪者の数は10年間（1998-⁽⁵⁹⁾2008年）でかなり減少しており、これは彼らの抱える問題が、社会統合という観点から、緩和されている兆しとみることができる。この点は、

(58) Office of the Correctional Investigator Canada 2014., op. cit., pp 5-10.

(59) The Correctional Service of Canada (CSC) 2011 “Changes in the Profile of Offender Populations Residing in Community Facilities: 1998 and 2008”
<http://www.csc-scc.gc.ca/research/005008-0256-eng.shtml>

“スルー・ケア”とコミュニティの役割

CCCのスタッフやここに居住する犯罪者へのインタビューからも裏付けられる。それは半分以上の者たちが、職に就き、そのうちの幾人かの者たちは、職業訓練を受けていた。また、ほとんどの者たちは、刑務所及びコミュニティのプログラミングを終了し、幾人かの者たちは、教育を受け続け、多くの者たちが、積極的に、コミュニティのサポート・グループやボランティアに参加していた。また、過去十年間の間に、CCCに居住する犯罪者のほとんど5分3に近い者たちが、成功裡に監督期間を完了している（デイ・パロールの84パーセント、必要的仮釈放者の少なくとも半分以上、長期監督命令を受けた者の60パーセント）。CCCに居住する犯罪者の平均滞在期間は長期化の傾向がみられる。2012-2013年にかけて、長期監督命令を除く犯罪者の平均滞在期間は150.2日となっている（滞在期間の幅は1日から1220日まで）。長期監督命令を受けて滞在している者たちは、さらに長期間の滞在が可能であり、2012-2013年度の平均滞在日数は517.7日となっている（滞在期間の幅は7日から2663日）。この滞在期間の長期化が、CCCに居住する犯罪者の構成に大きな影響を与えている。⁽⁶⁰⁾

(2) 効果的な社会統合への壁

CCCに移動する予定の犯罪者へのインタビューによれば、多くの者たちが、釈放前準備が十分ではないと感じている。例えば、彼らは、CSCの政策によって犯罪者の釈放時には与えなければならないとされている出生証明やヘルスカード、社会保険番号などの基本的な証明書さえ持ち合わせていない。そして、ほとんどの者たちは、CCCへ移動した後のプランについて説明を受けていない。そして、何人かの犯罪者は刑務所でのプログラミングを終えていない。こうした釈放前準備の不足が、多くの犯罪者にとって、潜在的な弱点となっている。CSCは、犯

(60) Office of the Correctional Investigator Canada 2014., Ibit., pp 10-12.

罪者を刑務所から CCC にスムーズに移行させるためには、厳格な手続きが必要なことを確かめなければならない。そして、釈放前準備がどのくらい効果的であるのかとともに、ルールだけではなく、釈放されることで利用可能になるコミュニティ・サービスについて記述した包括的なハンドブックを提供すべきである。⁽⁶¹⁾

CCC に到着した犯罪者の中には、健康上の理由から、就職、就労ができないものがある。デイ・パロールや必要的仮釈放、長期監督命令を受けて居住している者たちの幾人かは、提供されうる日常生活に不可欠な資金にさえアクセスできていない。さらに、彼らが直面している問題として、一般的には受けられるはずの福祉やフードバンク、交通割引カードなどの社会サービスを受けることができていない。就職することができた犯罪者は、自分で資金管理ができるようになる一方で、彼らは、仕事に必要な衣服や物品を購入することについての困難を抱えている。収入があっても、そのほとんどは CCC での食費や住居費に回さなくてはならない。⁽⁶²⁾

(3) 困難を抱える者たちへの対応

CCC に居住している犯罪者で、精神に問題を抱えていたり、高齢であったり、介護が必要であったりする者たちのニーズについては、国内全域で適切な対応ができているとは言い難い。調査が行われた施設の半分はフルタイムの看護師やソーシャル・ワーカーを雇っていたが、あとの半分の施設では、他の施設や保護観察所との間で、それらの者たちをシェアしている状態であった。犯罪者をサポートしている保護観察官たちは、精神に問題を抱えていたり、高齢だったり、慢性の病気を抱えている犯罪者には、栄養士や医師、薬物の専門家に相談する機会を与え適切な薬が処方されるように保障してやらなければいけないと感じている。

(61) Office of the Correctional Investigator Canada 2014., Ibit., pp 12-14.

(62) Office of the Correctional Investigator Canada 2014., Ibit., pp 14-15.

“スルー・ケア”とコミュニティの役割

これまでの関係者のインタビューから看護師やソーシャル・ワーカーに CCC に居住する犯罪者が、常にアクセスできる環境をつくるのが最も必要であるということが明らかになっている。犯罪者たちにとって、看護師の存在は、彼らが薬の管理について学ぶという点で不可欠であるだけでなく、看護師がいれば彼ら自身がコミュニティの中で自らそれを実践し続けられると確信している。また、CCCのスタッフたちは、最も複雑なケースに適切に対応できる十分な看護の知識と経験を持ちあわせていないし、そうした訓練や準備もされていないと感じている。CCCの目的の一つは、犯罪者が独り立ちできるようサポートをすることだが、複雑な問題を抱える者たちも含めて、彼らが必要なケアやサポートを受けることができていない現状がある。CSCは、これらの問題に適切に対応できるスタッフを養成しなければならない。そしてこれらの一部として、CCCのスタッフが経験豊かな専門家にアクセスできるような環境づくりも大切だろう。また、これらの人材を地域の保護観察所との間で共有することは必要だろうし、こうした人材が週ごとに CCC に滞在するようにしなくてはならないだろう⁽⁶³⁾。

(4) 一貫性の欠如

CCCは、コミュニティだけではなく、そこに居住する犯罪者の両方に適応し、調整していかなければならないが、調査の結果、両者の間に、溝が生じていることがわかっている。全てのCCCは、CCC内と、地域の保護観察所にプログラミングを提供しているが、夕方になると犯罪者はいつもそれを利用できなくなってしまっていた。これは、雇用を獲得し継続していくことと継続的なプログラミングが同時になされなければならないという点に気付かせてくれる。犯罪者の何人かは、インタビューに、彼らは雇用されたけれども、特定の場所で1日しか与えられ

(63) Office of the Correctional Investigator Canada 2014., Ibit., pp 15-16.

なかったプログラミングに参加できなかったために、プログラミングを終了することができなかったと答えている。犯罪者が働くことと、矯正プログラミングを終了することは、社会統合を促進するための要素としてどちらも非常に重要なのである。そして、調査が行われた CCC ごとに犯罪者に提供されるサービスが異なっていたという。例えば、ある CCC では、就職コーディネーター、ボランティア・コーディネーター、アボジリニと警察との橋渡しをするスタッフを保有していたが、他の CCC では、地域の保護観察所をとおしてそれらのサービスが提供されていた。CCC 内でこれらのサービスにアクセスし支援を受けられることが最も良い。例えば、就職コーディネーターがいる CCC では、大半の犯罪者が働いているし、ボランティア・コーディネーターがいる CCC では、40人以上の者たちがボランティアに参加していた。そして、就職コーディネーターがいない施設の犯罪者たちは、そのようなサービスを受けられることさえ認識していない者もいる。

CCC には、犯罪者が施設に到着したときに提供されるハンドブックが用意されているが、犯罪者からは、規律の適用に一貫性がなく、犯罪者ごとに異なると苦情が寄せられた。例えば、同じ規則違反でも、ある犯罪者は警告で済んだのに、別の犯罪者は与えられていた権利を取り上げられ、さらに、別の犯罪者は刑務所へ再入所させられるという最も厳しい懲罰を受けている。また、ある犯罪者は常に規則違反を繰り返していたにも関わらず懲戒処分を受けることはなかったが、ある犯罪者はそれよりも軽い規則違反で懲戒処分を受けたことが報告されている。犯罪者からはたびたび、スタッフとの間で何かおこったときに自分たちがどうなるのか確信が持てないという話がなされている。以上のように、それぞれの CCC には、懲戒処分を決める段階で差別的な運用がなされているという懸念が存在する。懲戒処分は、適正手続の下でなさなければならず、そのためには内部監視の徹底と、管理の向上、説明責任を果たすことが必要である。⁽⁶⁴⁾

(5) コミュニティーの関わり

CCC とコミュニティ・コレクションは、一般的に、コミュニティからの支持や信頼を得るために、日々苦勞している。カナダにおける犯罪の数はこの20年間減少傾向にある一方で、公衆は、犯罪や犯罪者、刑事司法に対する誤った概念を抱き続けている。⁽⁶⁵⁾多くのコミュニティでは、犯罪者の逃亡、犯罪の発生、不動産の価値の減少など様々な理由から、近隣に矯正施設（CCC 及びコミュニティ・コレクション）やハーフウェイ・ハウスが建設されることに反対している。その結果、多くの CCC やハーフウェイ・ハウスが、周辺に設置されることをよぎなくされている。その場所は、産業的な利益に乏しく、住民も移り変わりやすく、矯正施設が必要とする資源にアクセスしにくい場所である。犯罪者の社会統合には、コミュニティの役割は欠かせないはずだが、以上の理由から、新しく矯正施設を建設するとか、再建することが難しくなっている。

現在 CCC にはかなりの数の性犯罪者が暮らしているが、そのうちの多くが長期監督命令を受け、長期間施設に滞在し続けている。この種の犯罪のために、CCC 及びこれらの性犯罪者をコミュニティが受け入れることを難しくさせている。ほとんどのハーフウェイ・ハウスでは、これらの犯罪者を受け入れていない。その結果、これらの犯罪者がコミュニティの中で生活しようと思うと残された選択肢は、CCC ののみということになる。マスメディアはしばしば、特別な犯罪歴を持つ犯罪者が社会に復帰した事実をセンセーショナルに取り上げるために、彼らが職に就くこと、ボランティアに従事すること、あるいは公衆の面前にでて

(64) Office of the Correctional Investigator Canada 2014., Ibit., pp 16-17.

(65) Kathryn Keighley 2017 “Police-reported crime statistics in Canada, 2016” (Pdf Version) 2016年度の犯罪重大度数によって報告されたカナダの犯罪の数は、人口10万人あたり、5224人であり、2006年度と比較すれば28%ほど減少している。

くることを難しくさせている。

CCCのスタッフがコミュニティの活動に係わり、一定の役割を果たす程度は大きく変化した。あるCSCのスタッフは、CCCの存在はコミュニティの中では“トップシークレット”であると報告したが、他方で、別のスタッフは、コミュニティとの継続的な関係を持ち、コミュニティの住民に、CCCがコミュニティでいかなる役割を果たすのかを理解してもらうために、オープンハウスの企画を検討していると報告している。コミュニティ・グループとの広範な協議やパートナーシップが明確なベスト・プラクティスであることが判っている。コミュニティと緊密に連携したCCCでは、ほとんどの犯罪者が就労し、ボランティアとしてコミュニティに参加した。匿名を続けることは、簡単で好まれる方法かもしれないが、地域との連携は、犯罪者の社会統合にとって不可欠である。そして、より多くの地域社会、コミュニティ・グループ、サービスの提供者（文化的な組織、教育機関、地方を含めた行政機関など）との間でパートナーシップを構築していくことが求められる。そのようなパートナーシップが、犯罪者に対するスティグマを解消させ、ボランティアを募集し、間違った神話を暴き、人々の定住を促進することに貢献する。釈放計画の早い段階でコミュニティ・パートナーに参加してもらう必要があり、そうすることで、コミュニティ・プロバイダーは安定的にこの種の資金を調達することが可能になる。CSCは、CCCに関して、全国的な協定とパートナーシップ対策を構築する必要性がある。それには利用可能なサービスやパートナーに関する目録づくり、社会奉仕戦略、パートナーとのギャップの特定、コミュニティ・メンバーに教育と情報を提供し公衆の意識を向上させること、これらの活動のタイムテーブルの提示などが含まれる。2013-2014年の報告書で、CSCは、コミュニティ・パートナーシップの重要性として「ますます多様なパートナー、ステークス・ホルダー、その他公共の安全に関係がある人々との建設的な関係を構築することの重要性」を強調した。⁽⁶⁶⁾こ

“スルー・ケア”とコミュニティの役割

の優先事項は、CSCのパートナー、ステークス・ホルダー、およびカナダ人の間で、より強固な協調と協力のレベルを求めるものである。しかし、この優先順位を実現するための計画は、まだあまりにも曖昧で、ほとんど未開発である。この調査では、コミュニティ・グループとのパートナーシップの確立、強化、継続の方法や、これらのグループの専門知識からどのように利益を得ようとしているかを明確にするという点で、はるかに多くの作業が必要であることが判っている。⁽⁶⁷⁾

おわりに

カナダでは、コミュニティの安全と犯罪者の支援に関心が寄せられた結果、犯罪者の社会統合と再犯予防という問題に焦点が当てられた。刑務所を出所した犯罪者は、法を遵守し生活していくために障害となる様々な課題や限られたスキル、薬物乱用問題、家族やコミュニティの支援の欠如など、包括的に取り組まなければならない複数のニーズを有している。こうした課題やニーズに対応し、問題を解決していくためにも、犯罪者を犯罪へ赴かせる要因に注目し効果的な改善指導及び適切な処遇を継続して行い、犯罪者の社会統合を進めていく必要性が強調される。また、効果的な犯罪予防策は、社会統合というプロセスの中で実現されるもので、犯罪者を監視・コントロールの対象とする犯罪予防策には問題が多いと指摘する。

そこで強調されたのが“包括的犯罪予防プログラム”である。当該プログラムは、刑務所の内と外で、犯罪者に一貫した支援と包括的な処遇を行おうとするものである。社会統合の準備は、犯罪者が釈放される以前から包括的に行われなければならない、釈放後も施設内処遇によって得

(66) The Honourable Vic Toews, P.C., Q.C., M.P. (Minister of Public Safety) The Correctional Service of Canada (CSC) 2013 “2013-14 Report on Plans and Priorities (RPP)” (Pdf Version)

(67) Office of the Correctional Investigator Canada 2014., op. cit., pp 18-20.

られた利点を強化し、社会統合が完了するまで継続しなければならないとするのである。この考え方は、システム全体を通じた包括的な処遇として“スルー・ケア”方式と呼ばれている。“社会統合”とは、犯罪者を逮捕後に刑事司法プロセスから、更生プロセスまたは適切な改善指導を含む代替措置へと移行させる多数の処遇を意味する。この段階になると、疎外化と有害化の影響のある施設内処遇よりも、犯罪者の社会統合を促進するために、“コミュニティ・ベース”の処遇が重視されるようになる。コミュニティが元受刑者の社会統合を成功させ、再犯を予防するために重要な役割を担うというのである。コミュニティの関わりとはむしろ、医療機関、社会福祉団体、住宅サービス、就労支援、学校、警察などのあらゆる種類の組織が、協力し合い、関係省庁と緊密な連携と情報の共有をすることを前提としている。そこで必要とされるのが、コミュニティのリーダーシップであり、犯罪予防と社会統合の積極的なパートナーになるためのコミュニティの能力を向上させることである。残念なことに、犯罪者の再統合を促進し、再犯を予防するための決定的な包括的処遇は、見出すことができていないといわれている。また、現実の運用には、CCCの例でみたように克服しなければならない課題が多数存在している。しかし、数多くの統合されたプログラムの評価を検討することで、犯罪者の社会統合と将来の犯罪行為を回避する支援の有効性を明らかにすることは可能であると指摘される。

ただ、コミュニティの積極的な役割を強調するこの包括的処遇というアプローチにもいくつかの課題が見えてくる。一つは、ここで頻繁に強調された“コミュニティ”概念が必ずしも明らかにされていないこと、現実には、犯罪者の社会統合に関して寄与するのは、主に、犯罪者に理解のある慈善団体やNPO、社会福祉や医療といった専門機関などのコミュニティ・グループである。本来であれば、コミュニティとは、この枠を超えて、地域を構成する住民が集う一つの集合体を指すと考えれば、CCCの運営の例でも示されたように、今後の課題は、いかに、

“スルー・ケア”とコミュニティの役割

こうした地域社会の人々の理解と関わりを促していくかにかかっているように思えるのである。もう一つは、複雑で多様なニーズを抱える犯罪者の社会復帰を支援するにあたり、専門機関の横の連携をどのように構築していくかという問題である。専門機関どうしが情報を共有し、それぞれの機関の特性を生かした統合された支援プログラムが必要不可欠である。この点で、性犯罪者に対するハイリスク犯罪者プログラムやコミュニティ・コートにおけるCMTのケースマネジメントが参考になる。もう一つは、コミュニティが深く関与する包括的アプローチの根底には、犯罪は社会的な問題であるという犯罪観や、犯罪者を社会の一員として認める共生社会の発想がどれほど潜在化しているかという問題である。この社会統合論が最終的な到達目標とする再犯予防とは、社会の安全を意味し、それはコミュニティが犯罪について理解を深め、犯罪者の処遇に係わる中で、達成できると言われてきた。ただ、“犯罪についての理解”や“犯罪者の処遇に係わる”とは一体何を意味しているのか。アメリカで生まれ、イギリス、オーストラリア、カナダなどの国々に受け入れられ、国際基準ともなったこのアプローチだが、実は、犯罪を防ぎ安全な社会を実現するために、犯罪者を社会がどう“支援”し“コントロール”するかにその重点が置かれていて、コミュニティ概念が広がれば広がるほど、犯された犯罪の質や犯罪者の状況次第で、強調される軸は、右にも左にも揺れ動くものである。この社会統合論の中では、やはり“支援”と“コントロール”は共存していて、場合によっては、表裏一体、同義語のように使われることもある。コミュニティが犯罪の実態や質、犯罪者の性格や生活習慣、犯罪現象というものを理解し、犯罪者を再犯から遠ざけるための処遇に携わるとは、社会の安全を守るために、コミュニティがいかに犯罪者をコントロールすることができるかという点と関係している。⁽⁶⁸⁾犯罪者の監視・コントロール、とりわけ

(68) 特に、性犯罪者に対する包括的処遇プログラムには、その傾向が強いと思われる。

EMの議論は、過剰収容となった刑務所から犯罪者を解放し、社会の中で監督することにより、コストを大幅に削減することができ、再犯率も下げられるという考え方から出発したものである。いかに、コストをかけず効率的に犯罪を予防するか、そうした発想がカナダにおける社会統合論の中にも少なからずあるのではないか。総体的には、犯罪者の監視、コントロールと再犯率の低下とはリンクしない、逆に反比例する可能性が高いことが判っているので、コントロールと支援とのバランスが強調されるが、もし、これ自体に効果があるということになれば、積極的に使用すべきという議論に転換していくおそれがある。冒頭で述べた社会統合論が犯罪予防（再犯率の低下）の問題とリンクするとは犯罪者が社会の一員として受け入れられ、一人の人間として自律するという視点とは相いれない側面を持ち、ここに社会統合論の一つの限界を感じるのである。

A Project of the Office of Justice Programs, U. S. Department of Justice “The Comprehensive Approach to Adult and Juvenile Sex Offender Management: An Overview” (Web Version)

http://www.csom.org/pubs/cap/overview.htm#overview_4_0